

# 第 1 部 景観形成の現状



## 第1部 景観形成の現状

### 1 県土の景観の現状

#### (1) 山口県の景観の素地

本州の西端に位置する山口県は、県土面積は約6,100km<sup>2</sup>、三方が海に開かれ、中央部を東西に中国山地が走り、大きく、「瀬戸内海沿岸地域」、「内陸山間地域」、「日本海沿岸地域」の三つの地域に分けられます。

これら三地域は、それぞれ特性を異にしていますが、気候は概して温暖であり、全体として住みよい県とされています。



元乃隅神社（長門市）



一の坂川（山口市）



万倉の大岩郷（美祢市）



笠戸島の夕日（下松市）

約1,500kmに及ぶ長い海岸線を持つ本県の海は、国立公園に指定された穏やかな多島美の瀬戸内海と、北長門海岸国立公園に代表される荒々しい侵食海岸美の日本海という異なる

った表情を持ち、北と南で鮮やかなコントラストを見せてくれます。また、沿岸・沖合域に、約400の島々が点在し、このうち21の離島に人が住み、生活の場となっています。

中国山地の西の端に位置する緑豊かな山々は、そのふところに、我が国最大のカルスト台地と鍾乳洞を持つ秋吉台国定公園、原生林と渓谷美の西中国山地国定公園などの景勝地を抱き、四季折々に変化に富んだ顔を見せてくれます。県土面積の約7割が森林ですが、本県の山の多くは高くも険しくもありません。その大半は暮らしの身近にあり、古くから人との関わりが深く、アカマツ、コナラなどの雑木林や二次林からなる里山と呼ばれている山々です。また、河川は流れが急で、長さの短い河川が数多くあることが特徴です。



長門湯本温泉（長門市）



防府天満宮御神幸祭（防府市）

多彩で豊かな自然に恵まれた本県は、中小都市が分散する都市構造もあつて都市と農山漁村が近接し、整備された交通網と相まって非常に住み良い住環境が形成されています。

瀬戸内臨海部を中心に基礎素材型工業をはじめとする多彩な企業群が集積しているとともに、水産加工業などの特色ある地場産業関連企業も集積しています。また、第一次産業においても、地域の特性を生かした農産物、内海や外海の豊かな魚介類に恵まれています。



徳山駅（周南市）



錦帯橋（岩国市）

古くから大陸、九州への門戸であり、さらに、都に続く瀬戸内海路や山陽道の起点という国内外の交流の重要な拠点でもあったことから、日本史の舞台に幾度となく登場する本県は、進取の気風に富み、人づくりを重んじる教育風土があると言われています。

これらの特徴が、山口県で育てられてきた景観の素地となっています。

## (2) 山口県で育てられてきた景観

### ①生活の営みの景観

古くから、人々の生活の営みの中で、四季の歌が詠われ、季節の変化に鋭敏で風流な感性が育てられてきました。

また、近年では、人々の生活を通じて、自然と関わり合う中で形成された「文化的景観」が注目され、生活の営みの景観として守られるようになりました。

#### ○春の花見、秋の紅葉狩りの景観

各地で春の訪れを祝う習慣としての花見の景観や、秋を代表する紅葉狩りの景観などが育てられています。

#### ○国見の景観

古来より、生活の営みとして、高いところから自分の住んでいる場所を眺め、その景観を愛でる歌が多く残っています。自然と一体となったまちを眺め、自分の住んでいる場所に関心を持つことが、景観の見方になっていたと考えられています。県内にも、そのような場所が各地に多く残っており、国見の景観として育てられ、現在では眺望を楽しむために視点場（景観を眺め楽しむ場所）としての整備も進んでいます。

#### ○祭礼の景観

生活の習わしとして行われてきた、豊作や大漁を願う祭りや、神社を中心に種々の祭りが各地で行われています。これらは古くから引き継がれており、現在でも地域を特徴付ける祭礼の景観として継承されています。

#### ○文化的景観

1992年に導入された世界遺産の一概念が「文化的景観」です。日本でも、稲作などの「農林水産業に関連する文化的景観」が注目されるようになり、平成17年度には文化財保護法による保全の仕組みが整備されました。

### ②生活環境の景観

1970年代から80年代には、公害問題等を背景に、自然保護や、緑化の推進、親しめる水辺の再生など、生活環境の景観への関心が高まりました。

また、都市景観、橋梁などの大規模構造物の景観、街路の景観など、多様で身近な景観の物的整備への関心も高くなっています。

#### ○自然と調和した農山漁村景観

多彩で豊かな自然の中で津々浦々から奥深い山間まで多くの集落が形成され、特色ある赤瓦の民家等は、自然と一体となった景観を形成し、人々の心にやすらぎと愉しさを与える景観として育てられています。

#### ○都市景観

分散型の県域構造の下、個々の都市特性を活かした交流・連携による都市づくりが行われ、各地に快適でにぎわいのある都市景観が整備されています。

#### ○大規模構造物の景観

大規模構造物の中でも関門橋のような橋梁の景観は、海峡を行き交う船とも調和して、見る位置や天候・時刻などによって様々な表情を見せ、山口県の特徴の一つである海峡景観の一部として育てられています。

## ○道路の景観

山口市のパークロードが、歩道に多くの植栽を施し良好な景観として地域に親しまれているなど、県内各地にも良好な道路景観が整備されています。

## ③歴史的な景観

江戸時代には、城下町では、「見入り（見かけ・景観）」を良くするために通りの武家屋敷の一部を町家にすることや、長塀が続く箇所長屋を建てアクセントを付けるなど、町の景観に対する取組が行われてきました。また、街道沿いの町家においても、表向きに相応な普請を行うことや、掃除をすること、樹木をみだりに伐採しないことなど、城下町や街道筋の景観整備に気を配り、先人達がまちなみの景観を守ってきました。

このような昔からのまちなみや、宿場町、門前町などが県内には多く残されており、各地で歴史的な景観として保全されています。

### ○宿場町・門前町の景観

萩往還、赤間関街道（中道筋）、山陽道等の旧街道沿いでは、宿場町等の面影を残すまちなみの景観が守られています。

### ○歴史的なまちなみなどの景観

1970年以降、身近な歴史的環境の保全への関心が高まり、県内でも、萩市や柳井市で国の重要伝統的建造物群保存地区が選定されるなど、地域に親しまれ、次世代に引き継ぐべき景観が保全されています。

平成27年には、萩反射炉など萩市内の5資産が、人類が共有すべき顕著な普遍的価値を有する資産である、「世界遺産」に登録されています。

### ○近代化の景観

明治以降、洋館や鉄道など文明開化・近代化を象徴する景観がつくられるようになりました。県内でも明治・大正期に建設された施設などの保存運動が見られ、近代化の景観として守られています。

## ④自然の景観

### ○五感で感じる自然の景観

あたかも自然が語りかけているような趣を連想させる、巨木、瀬・湊など、神話や童話に出てくるような自然物には、五感で感じることのできる景観が残っています。

県内でも、巨木や巨石などが各地に多く存在し、天然記念物等として指定・保存され、五感で感じる自然の景観として守られています。

### ○崇高な自然の景観

昭和初期からは、崇高な自然の一部が自然公園制度などにより保護されるようになりました。県内では、昭和9年に、瀬戸内海の美しい景観が瀬戸内海国立公園として指定されたことに続き、昭和30年以降、秋吉台の起伏に富んだ壮大なカルスト台地、日本海の屈曲に富んだ海食景観、中国山地の西部の冠山山地とその周辺にある溪谷群が国定公園に指定され、崇高な自然の景観として保全されています。

また、学術的に貴重で、その土地の成り立ちを象徴する地形や地質を保護しながら、教育や持続可能な地域の開発への活用を行う「ジオパーク」の活動が始まっています。県内では、平成27年に美祢市の「Mine 秋吉台ジオパーク」が、平成30年には萩市、阿武町、山口市阿東地域で構成する「萩ジオパーク」が、日本ジオパークに認定されています。

そのほかにも、身近な緑豊かな里山など、地域の住民にとって重要な自然の景観が守られています。

## 2 景観形成に関する課題

### (1) 生活の営みの景観

#### ①過疎化等による営みの持続の困難

古くから各地域で育てられてきた祭り等の生活の営みの景観も、過疎化等により継続が困難となってきた地域が見られます。

#### ②モラルの低下・意識の低下による景観阻害

公共空間でのごみの投棄、放置自転車、違法駐車など、人々のモラルを問われる行為により、地域の景観が損なわれている事例が見られます。これらは、景観に関する意識の低さを表す一例であり、良好な景観の阻害要因の一つとなっています。

日常の景観を当たり前と感じ、何も行動しないのではなく、当たり前の景観が日常の愛着のある景観であるということを再認識し、地域の景観を感じ活躍する山口県人を育てていかなければなりません。

また、これらの日常の生活の中にある景観に、さらに現在の魅力を加え、次代に継承していくための営みを継続していくことが重要です。

### (2) 生活環境の景観

#### ①無秩序な土地利用による景観破壊

都市及びその周辺部における、様々な形態・色彩の建築物による都市景観の混乱や、無秩序な虫食い状態の土地利用等による、都市周辺部の自然景観の破壊が一部で見られます。

#### ②沿道等の景観の混乱

都市郊外、都市間を結ぶ幹線道路沿い等において、周囲と調和しない規模、色彩の建築物や屋外広告物等が見られます。また、住宅や商業施設等が混在する既成市街地においても景観への配慮を欠いている事例が見られます。これらについては、個々の建築物等の持つ潤いや楽しさ、美しさの演出や周辺との調和等、様々な工夫や規制誘導を積み重ね、地域と調和した個性豊かな景観へ向上させていく必要があります。

#### ③都市景観の画一化

都市では、経済性や効率性、機能性を重視し、美しさへの配慮を欠いた雑然とした景観や、没個性・画一的な景観等が見られるようになってきています。

#### ④美しい田園景観の喪失

良好な赤瓦集落の景観をなす地域においても、周辺と調和しない建物の建築や、過疎化・高齢化による耕作放棄地等の増加など美しい田園景観を失っている事例が見られます。これら里山や田園景観などを、自然豊かな山口県を特徴付ける重要な景観として守り、育てていくことが重要です。

#### ⑤公共施設による地域の景観阻害

公共事業において整備された大規模構造物などでは、地域の景観や環境に配慮する一定の取組は見られるものの、一部においては地域の景観の阻害要因になる事例も見られます。

#### ⑥視点場となる公共施設の景観配慮不足

景観を眺めることができる視点場となるべき道路や鉄道沿線では、屋外広告物が乱立し、

景観の乱れが生じている地域があります。また、良好な景観を感じるための視点場としての回遊性や滞留性への配慮が不足している事例も見られます。

### (3) 歴史的な景観

#### ○歴史的景観資源の喪失及び周辺の景観破壊

人々がなつかしさを覚える古いまちなみには、伝統文化とのつながりや歴史の重みがあります。歴史との接点となるこうしたまちなみを、次の世代に継承する必要があります。

歴史・文化的な景観は、地域の個性を特徴付ける貴重な景観資源であり、観光資源として交流人口の増加に寄与し、地域の活性化に役立つものとして保全、活用していかなければなりません。

### (4) 自然の景観

#### ○自然豊かな里山景観や都市の背景をなす緑の保全

豊かで美しい自然景観が見られる一方で、森林を取り巻く社会環境の変化等から、山を竹林が覆い、景観のみならず環境までもが変化している現象など、都市の背景となる緑の屏風の喪失、無秩序な掘削行為等による多島海景観の喪失などが課題となっています。

自然豊かな里山景観などは、人々の生活の営みが伴ってこそ存続し、保全されるものであり、景観資源を守る意識の希薄化も、その一つの原因となっています。

## 3 景観形成の推進体制等

### (1) 景観法の運用

景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等について定める景観についての総合的な法律です。

#### ①景観行政団体

景観行政団体とは、景観法に基づく景観行政を担う主体で、景観計画を策定することができます。

都道府県・政令指定都市・中核市は自動的に景観行政団体になります。その他の市町村は都道府県と協議をして、都道府県に代わって、景観行政団体になることができます。

県内では、13市6町全てが景観行政団体となっています。

#### ②景観計画

景観計画は、景観行政団体が、良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画です。

県内では、11市が景観計画を策定しています（令和5年6月末現在）。

#### ③景観重要建造物

景観計画区域内において、外観の優れた建造物を保全するため、景観行政団体の長が良好な景観の形成に重要な建造物を景観重要建造物として指定することができます。

県内では、下関市が1件、宇部市が1件、萩市が6件、岩国市が28件の建造物を指定しています（令和5年6月末現在）。

#### ④景観重要樹木

景観計画区域内において、外観の優れた樹木を保全するため、景観行政団体の長が良好な景観の形成に重要な樹木を景観重要樹木として指定することができます。



県内では、岩国市が1件の樹木を指定しています（令和5年6月末現在）。

## (2) 山口県景観条例の制定等

### ① 「山口県景観ビジョン」の策定（平成17年3月策定）

「山口県景観ビジョン」は、広域的な観点から県土全体を対象にして、景観形成の目標を定め、山口県における「美しいまちづくり」を継続的に推進するための「基本方針」及び「景観施策の展開方向」を示すものです。

山口県における美しいまちづくりのスタートラインとして、景観法の基本理念を踏まえながら、他の各種計画と連携・調整した景観施策に取り組みます。

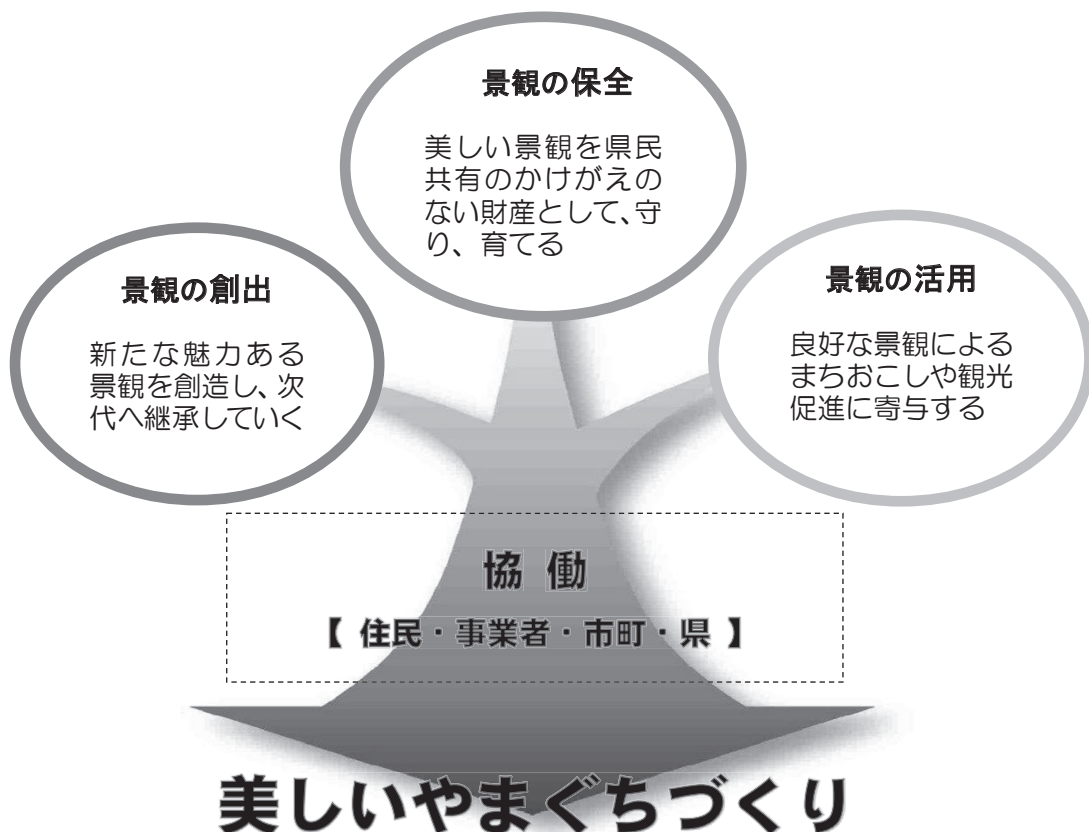
また、市町における景観法に基づく景観計画策定など、景観施策の取組への誘導・支援を行うとともに、住民の生活の営みに関する景観を重視し、山口県での優れた人を育むためのビジョンとします。

【内容】ア やまぐちの景観

イ 美しいやまぐちづくり

ウ 美しいやまぐちづくりの進め方

「美しいやまぐちづくり」とは、良好な景観の形成の目標に向けて、県民一人ひとりが地域の良好な景観に気付き（再発見し）、景観として感じ取り、住民・事業者・市町・県が一体となって良好な景観を「保全」・「創出」・「活用」しながら、まちづくり（まち・むら・地域づくり）に取り組むことで、山口県景観ビジョン及び山口県景観形成基本方針で提案しています。



## ②「山口県景観条例」の制定（平成18年3月22日公布、同年4月1日施行）

景観の意義及び重要性並びに良好な景観を形成する上での基本的な考え方を七つの基本理念に示すとともに、県として取り組む施策の基本的事項を明らかにするために制定しました。

### 【内容】ア 基本理念

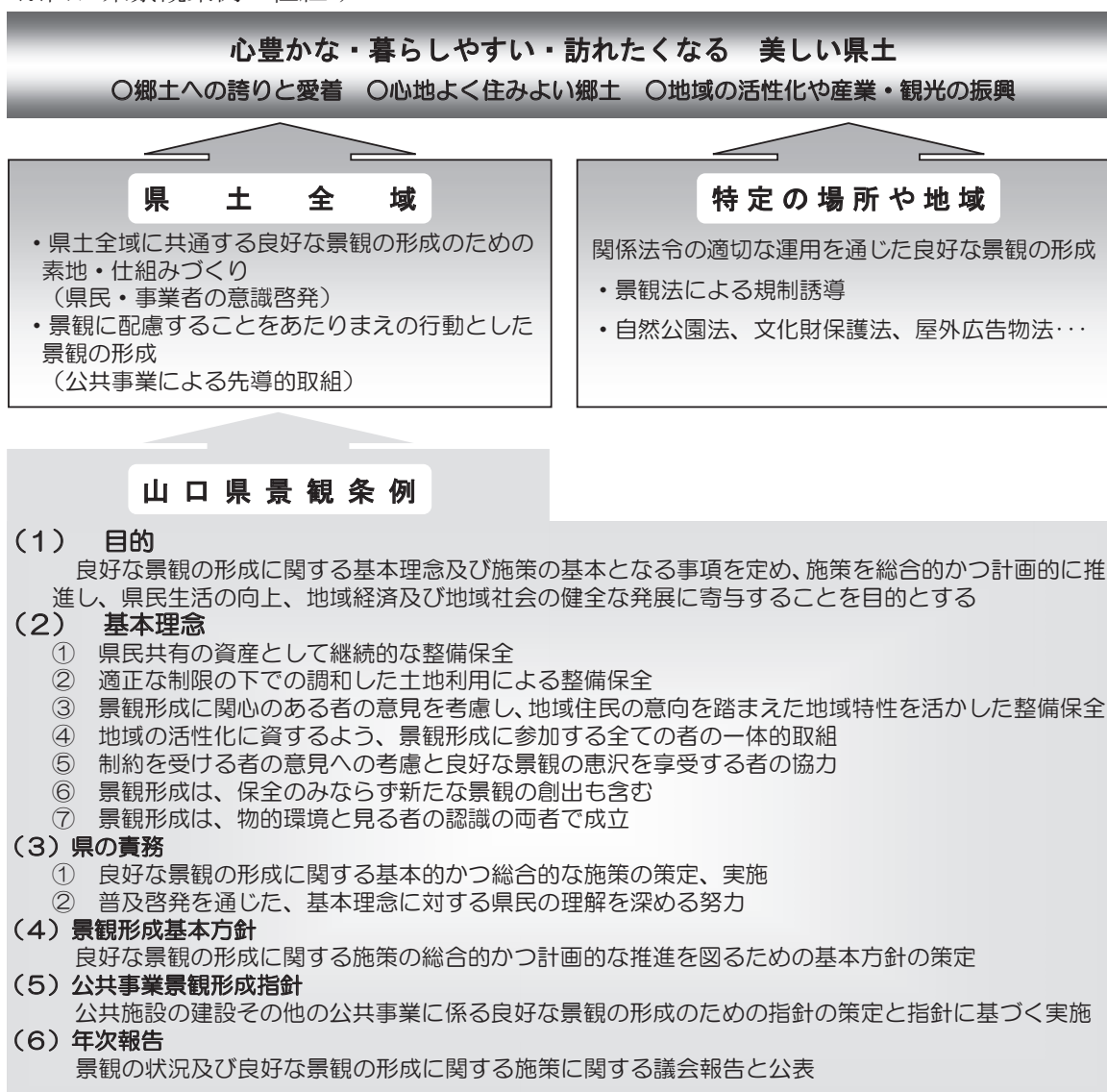
イ 県の責務

ウ 基本方針

エ 公共事業の実施に関する指針

オ 年次報告

### ※山口県景観条例の仕組み



## ③「山口県景観形成基本方針」の策定（平成19年1月策定）

山口県景観条例の理念に基づき、良好な景観の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、同条例第4条の規定により、山口県景観形成基本方針を策定しました。

### 【内容】ア 良好な景観の形成の目標に関する事項

イ 良好な景観の形成に関する施策に関する基本的事項

ウ 良好な景観の形成に関する施策の実施に関する重要事項（「第2部 山口県における景観形成の施策の方向性」参照）

#### ④「山口県公共事業景観形成ガイドライン」の策定（平成19年3月策定）

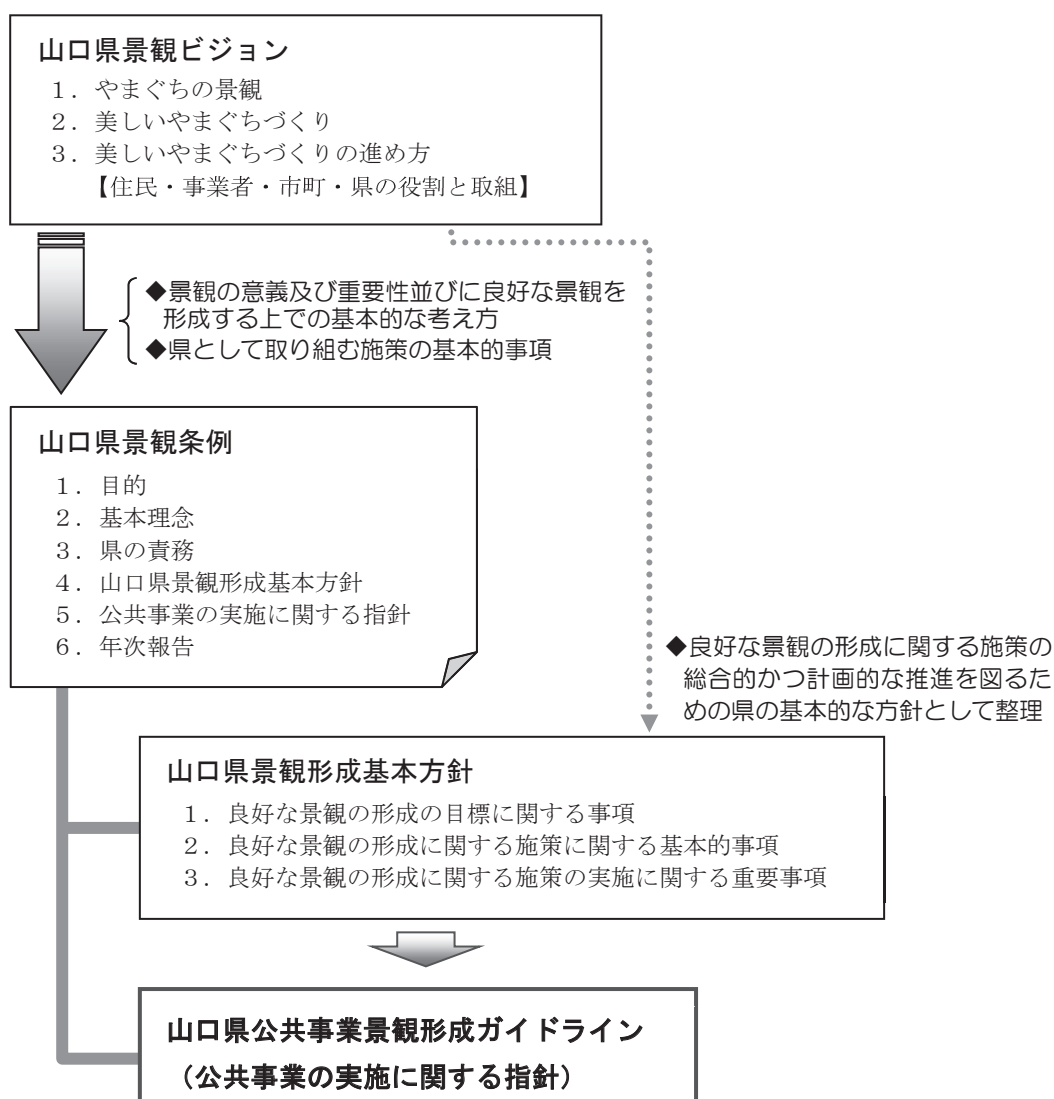
山口県景観条例第5条の規定に基づき、県が公共事業を実施するに当たって良好な景観の形成を図るための指針として策定しました。

良好な公共空間の形成による美しいやまぐちづくりを推進するため、“県民に親しまれる文化の薫り高い公共空間づくり”を目標に掲げ、地域の良好な景観の形成を先導する役割を踏まえた公共事業に取り組むこととしています。

##### 【内容】ア 適用の範囲等

- イ 公共事業における良好な景観の形成の目標
- ウ 公共事業の実施における基本姿勢
- エ 公共事業の実施における基本的事項

#### 《概要図》



(3) 景観形成に関する推進体制の整備

①山口県景観形成推進協議会

庁内関係 36 課により、施策の実施、情報交換に関する事務に横断的に取り組むことを目的に開催しています。

②山口県景観形成市町連絡会議

景観形成に関する施策の研究、知識の普及啓発について市町の景観担当部局と緊密な連携を図ることを目的に開催しています。

(4) 市町の景観形成に関する取組状況（令和 5 年 6 月末現在）

①景観行政団体への移行及び景観計画の策定等の状況

県内では、13 市 6 町全てが景観法に基づく景観行政団体に移行し、このうち 11 市で景観計画を策定しています。

市町名	景観行政団体移行日	景観計画				景観条例の制定
		策定日	施行日	計画区域	重点区域等の設定	
下関市	H17.10.01	H22. 8. 6	H23. 4. 1	市域全域	有	H22. 9
宇部市	H17.04.01	H19. 2. 1	H19. 4. 1	中心市街地周辺等 約 233ha	有	—
山口市	H18. 5. 1	H25. 3. 21	H25. 4. 1 (一部 H25. 7. 1)	市域全域	有	H25. 3
萩市	H17. 3. 3 (旧萩市)	H19.10.26	H19.12. 1	市域全域	有	H19. 6
防府市	H20. 4. 1	H24. 4. 23	H24. 5. 1 (一部 H25. 6. 1)	市域全域	—	H24.12
下松市	H20.10. 1	H24.10.25	H24.10.25 (一部 H25. 4. 1)	市域全域	—	H24.12
岩国市	H19. 6. 1	H24.11. 1	H25. 4. 1	市域全域	有	H24.12
光市	H17. 6. 1	H26. 2. 12	H26.10. 1	市域全域	—	H26. 1
長門市	H28. 4. 1	H29. 3. 21 (H31. 3. 22)	H29. 4. 1 (H31. 4. 1)	湯本地区 304ha (市域全域)	有	H31. 3
柳井市	H20. 4. 1	H24. 3. 27	H24. 3. 27 (一部 24. 9. 28)	市域全域	有	H23. 6
美祢市	H29. 4. 1	—	—	—	—	—
周南市	H21. 3. 30	H23. 8. 1	H23. 8. 1 (一部 H24. 4. 1 及び H24. 10. 1)	市域全域	有	H24. 3
山陽小野田市	H30. 4. 1	—	—	—	—	—
周防大島町	H31. 4. 1	—	—	—	—	—
和木町	H31. 4. 1	—	—	—	—	—
上関町	H31. 4. 1	—	—	—	—	—
田布施町	H31. 4. 1	—	—	—	—	—
平生町	H31. 4. 1	—	—	—	—	—
阿武町	H31. 4. 1	—	—	—	—	—

## ②景観重要建造物の指定状況

景観法に基づき、下関市が1件、宇部市が1件、萩市が6件、岩国市が28件指定しています。

## ③景観重要樹木の指定状況

景観法に基づき、岩国市が1件指定しています。

## ④伝統的建造物群保存地区条例の制定

萩市（昭和51年(旧萩市)）及び柳井市（昭和59年(旧柳井市)）が制定しています。

## ⑤歴史的風致維持向上計画の認定

萩市歴史的風致維持向上計画が平成21年（第1期）及び平成31年（第2期）に国土交通省、文部科学省、農林水産省から認定されています。

## ⑥重要文化的景観の選定

岩国市の「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」が令和3年に文部科学省から選定されています。

## ⑦自主条例制定及び任意計画等策定の状況

### ○下関市

- ・ 関門景観条例（平成13年旧下関市により制定）

下関市と福岡県北九州市により、関門海峡全体の景観形成と保全を行うために制定された条例。全国で初めて、県域を越えて同一名称・同一条文の条例を同時に制定。

- ・ 関門景観基本構想（平成14年旧下関市により策定）
- ・ 下関市夜間景観形成基本方針（平成18年策定）
- ・ 下関市景観基本計画（平成20年策定）

### ○宇部市

- ・ 宇部市都市景観形成基本計画（平成4年策定）

### ○山口市

- ・ 山口市景観形成基本方針（平成24年策定）

### ○萩市

- ・ 萩市屋外広告物等に関する条例（平成20年制定）

### ○岩国市

- ・ 岩国市景観ビジョン（平成22年策定）

### ○長門市

- ・ 長門市棚田保護条例（平成16年旧油谷町により制定）

## ⑧景観整備機構の指定状況

周南市が平成31年2月に一般社団法人山口県建築士会を周南市景観整備機構に指定しています。

## (5) 国の景観形成に関する取組状況

### ①「美しい国づくり政策大綱」（平成15年7月）

国土を国民一人ひとりの資産として、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下に策定されました。

### ②各事業の景観形成ガイドラインの策定状況

- 「官庁営繕事業における景観形成ガイドライン」（平成16年5月）

- 「航路標識整備事業景観形成ガイドライン」（平成16年6月）
- 「港湾景観形成ガイドライン」（平成17年3月）
- 「住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン」（平成17年3月）
- 「道路デザイン指針」（平成17年3月）
- 「海岸景観形成ガイドライン」（平成18年1月）
- 河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」（平成18年10月）
- 「砂防関係事業における景観形成ガイドライン」（平成19年2月）
- 景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」（平成23年6月）

### ③「景観の日」

景観法の全面施行日である平成17年6月1日に開催された「日本の景観を良くする国民大会」の大会決議において、「毎年6月1日を「景観の日」とし、引き続き美しく風格ある景観づくりを国民運動として推進する」ことが提唱されたことを踏まえ、景観法を所管する国土交通省、農林水産省及び環境省において、景観法の基本理念の普及、良好な景観形成に関する国民の意識啓発を目的に、新たに6月1日が「景観の日」と定められました。

### ④「都市景観の日」

快適な都市環境に対する関心の高まりを受け、良好な都市景観の形成に対する国民や企業の意識の向上を目的に、平成2年に建設省（当時）によって、10月4日が「都市景観の日」として定められました。

### ⑤景観農業振興地域整備計画（農林水産省）

景観農業振興地域整備計画は、景観計画及び農業振興地域整備計画に適合させつつ、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するために、対象とする区域、その区域内における土地の農業上の利用に関する事項、農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項、農用地等の保全に関する事項、農業の近代化のための施設の整備に関する事項について一体的に定めるものです。

### ⑥文化的景観の保護制度（文化庁）

都道府県又は市町村の申出に基づき、景観法に定める景観計画区域又は景観地区にある文化的景観のうち、文化財としての価値に照らし特に重要なものを国が「重要文化的景観」として選定し、保護、保存活用に対する助成などを行っています。

### ⑦「明日の日本を支える観光ビジョン」（観光庁）

「世界が訪れたい日本」を目指す、「観光先進国」への新たな国づくりに向けて、平成28年3月30日、「明日の日本を支える観光ビジョン」が策定されました。このビジョンでは、地域固有の景観を、観光資源として「守り」、より魅力的に「育て」、まちづくりを通して「活用」する取組を強力に進め、令和2年7月、観光立国推進会議で決定された「観光ビジョン実現プログラム2020」では、主要な観光地における景観計画等の策定を促進し、国内外の観光客にとって魅力ある観光地づくりを推進するとされています。

### ⑧観光立国推進基本計画（観光庁）

コロナによる変化やコロナ前からの課題を踏まえ、持続可能な形での観光立国の復活に向けて、これまで以上に質の向上を重視した観光へと転換していくこととされ、良好な景観の形成においては、主要な観光地における景観計画の策定や同計画に基づく重点的な景観形成の取組等を促進することとされています。